

定款・細則・規則類

1.1 定 款

定款は、1949（昭和24）年に制定して以来、52、55、60、61、65、69、76、99、2002年および07年に改正を行っている。現行の定款は、会員等級の増設をした07年に改正したものが施行されている。

1999年の改正は、23年ぶりとなる改正であり、その数年前から「21世紀体制検討委員会」において検討された将来構想を具現化するために行い、大改正となった。具体的には次の事項である。

- (1) 通商産業省（現経済産業省）が作成している公益法人定款モデルに規定する項目を準拠した。
- (2) 広く会員の意見を活動に反映させるため、理事および評議員の定員を増加させた。
- (3) 総会をはじめとする会議体の構成、権能および開催手順を明確にした。
- (4) 支部を全国支部委員会と関連付けた条文とした。
- (5) 会務報告、決算報告、事業計画および予算の作成者が会長であることを明確にした。
- (6) 定款の改正に必要な総会定足数を民法の規定と合わせた。
- (7) 顧問に加え、参与を位置付けた。
- (8) 細則の改正を理事会承認事項とした。

2002年の改正は、総会の年度終了後の開催期限が2ヶ月までとしていたものを3ヶ月までにした。これは、通商産業省の要請もあり、公認会計士による外部監査を取り入れ、協会運営の透明性を高めることを検討した結果、外部監査にかかる時間を考えると総会の開催時期を2週間程度遅らせないと円滑な開催ができないための改正であった。

2007年の改正は、協会事業の重要な柱である、専門部会および研究委員会の構成メンバーに非会員の企業が含まれていることから会員となって参加いただいているメンバーとの公平性確保の必要から非会員の企業へ入会の勧誘を推進するとともに入会しやすい団体会員の等級を新設したものである。

1.2 細 則

細則は、定款を補う詳細な規定として、1957年5月に制定して以来、今日までに54回改正されている。現在の細則（第12編「資料」2）は、2008年9月25日に改正（10月1日施行）されたもので、12章123条で構成されている。

1999年から現在までの22回の改正のうち、主要なものを列記すると次のとおりである。

- (1) 1999年10月：定款の大改正を受けて、大幅に見直しを行い、「21世紀体制検討委員会」の将来構想に沿った組織構成とした。主な改正点は以下のとおり。
 - ① 理事の担当会務を見直し、なおかつ、所掌業務を明確にした。
 - ② 協会の中長期の計画や対応を検討する「運営委員会」を設置。
 - ③ 企画委員会の機能を総務委員会に吸収した。
 - ④ 本会与支部との法的関係性を明確にし、商法の代理商の規定を準用することにした。
 - ⑤ 定款上定められた顧問の内訳として顧問、名誉会長、相談役を位置付けた。
 - ⑥ 技術アドバイザーを新設し、委員会活動や講師を依頼する方を委嘱できるようにした。
 - ⑦ 顕彰制度を細則内に位置付けた。

- ⑧ 細則の改正承認を評議員会から理事会に変更した。
- (2) 1999年12月：技術基準・認証委員会の設置。
- (3) 2000年4月：IIW国際溶接技術者のディプロマ制度の業務を実施するため、教育関係委員会にJ-ANB (Japanese Authorised National Body) を設置し、ディプロマの発行を始めた。
- (4) 2003年11月：溶接情報センター設立準備委員会 (現 溶接情報センター設置委員会) を設置し、情報センター構想の具現化を始めた。
- (5) 2007年3月：運営委員会を「総合企画会議」と改称し、委員の増強を図った。
- (6) 2007年10月：団体会員の定義を明確にした。日本国内で法人登記をしている、材料、機器、付帯装置、溶接構造物の製造等に関わる法人とした。
- (7) 2008年1月：支部制度を指定機関制度に移行。全国支部委員会を「全国指定機関委員会」と組織変更するとともに、地区ごとに活動をしている地区支部委員会を外部組織と位置付けた。なお、支部から指定機関への移行について移行期間を設け、2008年11月末日までに各組織からの申請により、移行をすることとした。
- (8) 2008年2月：専門部会の設置、廃止、名称変更。1953年に発足した「航空機部会」は環境の変化により、その活動を2003年から休会としていたが、その後活動再開の要望がなかったため廃止。貴金属ろう部会は構成員の変化により、「ろう部会」と名称変更。はんだ研究委員会は、はんだ材料メーカを主体とした専門部会組織、「はんだ・微細接合部会」に改組するとともに名称を変更した。

1.3 規則類

規則類は、定款および細則に基づいて設置された専門部会・委員会等の運営について具体的な事項を定めたもの、あるいは協会全体で法令に対応するために制定されたもので、現在、効力があるものは、76規則となっている。1999年から現在までに新しく制定されたものを列記すると次のとおりである。

- (1) 全国指定機関委員会規則、指定機関に関する規則 (2008年)
- (2) ろう部会規則 (2008年)
- (3) はんだ・微細接合部会規則 (2008年)
- (4) 技術基準・認証委員会規則 (2000年)
- (5) 発電設備用溶接技術検討委員会規則・発電設備用溶接評価委員会規則 (2000年)
- (6) 総合企画会議規則 (1999年)
- (7) 溶接情報センター設置委員会規則 (2003年)
- (8) 個人情報保護に関する規則 (2005年)

2

総会・評議員会・理事会

2.1 総 会

総会は、定款第23条に基づいて開催されるもので、通常総会と臨時総会の2種類があり、通常総会は毎年度開催されている。臨時総会は、1999年から現在までの間には開催されていない。

また、通常総会の附帯行事として、特別講演会、出席会員および関係者による懇親会を開催し、情

報交換を図っている。特別講演の演題と講演者は下記のとおり。

- 1999年：現代ハイテク技術について (鈴木輝雄)
- 2000年：ITの動向と人間社会の変革—その中で企業は…— (瀧田正人)
- 2001年：世界における日本の基盤産業の位置付